2023年6月1日号

**Tax & Legal Newsletter**

このニュースレターは、2023年5月1日～5月30日までの間にタイの官報で掲載され、著者が英訳を入手することができ、税務上または法務上、タイで事業展開をしている日系企業にとって一般的に関心があるかと思われる勅令、通達等を抜粋し、要約したものになります。

|  |  |
| --- | --- |
| 官報掲載勅令・規則・通達等（抜粋）  2023年5月1日～ 5月30日 | |
| 1 | **労働法改正法－リモートワーク規定の制定** |
| 表題：「労働保護法（第８）仏歴2566年（2023年）  “Labor Protection Act (No. 8) B.E. 2566” (A.D. 2023) |
| 官報出版日：2023年3月19日（第140号）  施行日：2023年4月18日 |
| 当該法改正により、労働者保護法に第23/1条が加わりました。同条文の主な内容は以下の通りになります。  雇用者及び被雇用者は、雇用時またはその他の時点で合意した業務を自宅、又は情報技術を利用してその他任意の場所で遂行する（以下、「リモートワーク」）ことに合意することが認められる。但し、当該業務は職場以外で容易に遂行することができる性質のものであること。また、前提として、雇用者の事業・オペレーションに有用であり、且つ被雇用者の生活の質の向上をもたらす又は、当該合意が必要不可欠の場合であることを前提とする。  当該合意は、書面、または電子メールで締結することができ、以下の内容を含めることができる。   1. 合意の開始日及び終了日 2. 労働日、勤務時間、休憩時間、及びオーバータイム 3. オーバータイム、祝日、及びその他休業に関する基準・規定 4. 被雇用者の業務内容、及び雇用者による管理・監督方法 5. 業務遂行用の道具、及び必要経費に関する責任分担   特段の同意が無い限り、被雇用者は、その業務時間外又は雇用者が与えた業務完了後、雇用者、監督者、管理者、又は業務審査担当者と連絡を取ることを拒否する権利を有する。  リモートワークの合意がある場合、被雇用者は、通常勤務しているその他従業員と同等の権利を有する。 |
| 当該法改正により以下が言えると考えられます。   * 原則的に、雇用者はリモートワークを拒否することができる。従業員はリモートワークをする一方的な権利は無い。 * 従業員は、自身の雇用・権利を守るために、リモートワークを開始するに当たり、明確な合意を雇用者と締結することが勧められる。（「勝手にリモートワークを始めた」と言われないようにすること。） * いわゆる「繋がらない権利」が明確に認められたため、雇用者は緊急を要する場合以外、通常の勤務時間外に業務の遂行を指示することに注意を要する。 * 雇用者は、リモートワークを理由に給与カットをすることは考えないことが勧められる。 |
| 2 | **2023課税年度の土地・建物税の15％追加的軽減措置について** |
| 表題：「勅令 – 土地及び建物の一部カテゴリーの減税措置（第３）仏歴2566年（2023年）」  Royal Decree – Reducing taxes on certain categories of land and structures (No. 3) B.E. 2566 (A.D. 2023) |
| 官報出版日：2023年3月19日（第140号）  対象年度：2023年度 |
| 当該勅令は、2023 年課税年度の土地・建物税を15%軽減するものです。当該勅令による軽減措置は以下の分類の土地、及び家屋に限定されます:  1. 農業用の土地又は建物  2. 居住用の土地又は家屋  3. 上記1、2 にある目的の他の目的に使用される土地、又は建物  4. 本来の目的のために使用されていない土地又は建物  当該減税措置は、2020年の「勅令－土地及び建物の税金の減税　仏歴2563年（2020年）」の減税措置に対する追加的な減税措置になります。ただし、当該減税措置は、上述の通り2023課税年度のみを対象とする措置になります。 |
| 3 | **カーボンクレジットの適格売却益が免税へ** |
| 表題：「勅令 – 歳入法典に基づく免税措置（第760号）2023年」  “Royal Decree – Issued under the Revenue Code, Governing exemption of taxes and duties (No. 760) B.E. 2566 (A.D. 2023)” |
| 施行開始日：2023年3月20日  免税措置終了日：2027年12月31日 |
| 当該勅令により、カーボンクレジットの売却による純所得は免税となりました。ただし、以下の条件がつきます。   1. 法人税の計算に限る 2. タイ国内でカーボンクレジットの売却があったこと 3. タイ国グリーンハウスガスマネージメント団体（公団）(Thailand Greenhouse Gas Management Organization = TGO)下で登録されている自主的グリーンハウスガス排出削減制度に基づく売却であること 4. 2027年12月31日以前の３会計期間に限られる、尚当該３会計期間はカーボンクレジット売却証書の発行を受けた年度を初年度とし、以降の２会計期間はそれに続くこと（3会計期間のカウントは断続的ではなりません） 5. 歳入局長が定めるその他基準、手続き、及び条件に準拠すること |
| 4 | **「気候アクションプログラムのための地域森林パートナーシップ」への寄付に対する優遇税制措置について** |
| 表題：「勅令 – 歳入法典に基づく免税措置（第761号）2023年」  “Royal Decree – Issued under the Revenue Code, Governing exemption of taxes and duties (No. 761) B.E. 2566 (A.D. 2023)” |
| 施行日：2023年1月1日以降 |
| 当該勅令により、森林局の「気候アクションプログラムのための地域森林パートナーシップ」へ、e寄付システム (e-Donation System)経由で金銭の寄付をした場合、当該寄付金相当額が、一定の上限範囲内で、法人税または個人所得税上の課税対象所得の計算に当たり、控除することが認められました。上限範囲とは以下の通りになります。   * 個人の場合、当該寄付に関わる控除可能金額は、実際の寄付金額と歳入法典第47条の(7)に定めるその他寄付金と合算した場合、適格費用差引後課税対象総所得（PND90号の場合第1部～7部の合計金額）から更に歳入法典第47条の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、及び(6)の費用又は控除項目の差し引き後の差額の10％を超過してはなりません。 * 法人の場合、実際の寄付金額相当額までの控除は認められるが、歳入法典第65条の３の(3)(b)に定めるその他寄付と合算して課税対象準利益の2％を超過してはなりません。 |
| 5 | **中小企業奨励基金からの貸し付けから発生する所得が特定事業税免税へ** |
| 表題：「勅令 – 歳入法典に基づく免税措置（第762号）2023年」  “Royal Decree – Issued under the Revenue Code, Governing exemption of taxes and duties (No. 762) B.E. 2566 (A.D. 2023)” |
| 当該勅令により中小企業奨励局の中小企業支援プロジェクトの、2019年8月20日の閣僚評議会で承認された中小企業奨励基金より、2020年9月1日以降の金銭の貸し付けより生ずる所得は特定事業税が免除されることになりました。 |

\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*